

【オーストラリア】2022 年国家汚職防止委員会法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2022 年 12 月、豪連邦に国家汚職防止委員会を設立する法律が制定された。同組織は、連邦公共部門の深刻又は組織的な汚職の調査、汚職防止教育と情報提供等を担う独立機関である。

1 背景

汚職・腐敗防止活動を行う国際 NGO「トランスペアレンシー・インターナショナル」が毎年公表している「腐敗認識指数」¹ランキングの 2021 年版によると、豪州は 180 か国・地域中 18 位（スコア 73）であり、過去 10 年間の同国のデータと比較すると、順位、スコア共に最低を記録した²。

2022 年 5 月に発足したアルバーニー（Anthony Albanese）政権は、同年 10 月に公表した 2022-23 予算案の中で、連邦政府及び政府機関への信頼回復のため、国家汚職防止委員会（National Anti-Corruption Commission: NACC）の設立を重点事項の一つに掲げ、その運営のため 4 年間で 2 億 6260 万豪ドル³を拠出することを表明した⁴。

NACC 設立のための法律案は、予算公表に先立ち、2022 年 9 月 28 日に下院に提出された。下院及び上院での修正を経て、11 月 30 日、「2022 年国家汚職防止委員会法」⁵が成立した（12 月 12 日裁可。施行日は、一部を除き、2023 年 12 月 12 日までの布告により定められる日）。現在、連邦政府の法執行機関の汚職を監視する組織として、豪州法執行公正性委員会⁶（ACLEI）があるが、同法第 40 条施行と同時に汚職調査対象を拡大する形で NACC に吸収される⁷。

2 国家汚職防止委員会法の概要

(1) 構成

全 13 章 282 か条⁸から成り、章構成は、第 1 章：序章、第 2 章：主な概念、第 3 章：NACC、第 4 章：通報者保護、第 5 章：汚職事案（corruption issue）の通報、第 6 章：汚職事案への対応、第 7 章：汚職事案の調査、第 8 章：汚職調査報告書、第 9 章：公開審問、第 10 章：NACC の監

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 1 月 16 日である。

¹ 腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）は、各国の公共部門がどの程度腐敗していると認識されているのか、意識調査の結果を数値化したもの。0（腐敗度が高い）から 100（非常に清廉）までのスコアで評価する。1995 年以来毎年公表されている。Transparency International, “Corruption Perceptions Index.” <<https://www.transparency.org/en/cpi/2021>> トランスペアレンシー・インターナショナルは、1993 年に設立され、本部はドイツ・ベルリンにある。

² *ibid.* 2012 年の順位は 7 位、スコアは 85 であった。そこから横ばい又は緩やかな低下を続けている。

³ 1 豪ドルは、約 93.9 円（令和 5 年 1 月分報告省令レート）。

⁴ “Budget October 2022-23: Building a better future,” 2022.10, pp.6, 54. <https://budget.gov.au/2022-23-october/content/overview/download/budget_overview.pdf>

⁵ National Anti-Corruption Commission Act 2022, No.88, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022A00088>>

⁶ Australian Commission for Law Enforcement Integrity. Law Enforcement Integrity Commissioner Act 2006, No.85, 2006 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00446>> に基づき設立された。豪州競争・消費者委員会（ACCC）、豪州犯罪情報委員会（ACIC）、豪州連邦警察（AFP）、豪州健全性規制庁（APRA）等を管轄する。“What ACLEI can investigate,” ACLEI website <<https://www.aclei.gov.au/about-aclei/about-commission>>

⁷ National Anti-Corruption Commission (Consequential and Transitional Provisions) Act 2022, No.89, 2022 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022A00089>> Schedule 1 により Law Enforcement Integrity Commissioner Act 2006 が廃止されることに伴う措置である。

⁸ 最終条文は第 280 条だが、第 214A 条及び第 276A 条が追加されたため全 282 条となる。

督、第 11 章：守秘義務・協議・情報共有、第 12 章：NACC 管理規定、第 13 章：雑則である。

(2) 主な規定

(i) 国家汚職防止委員会法の目的

本法は、次の事項の促進を目的とする。①汚職行為 (corrupt conduct) の探知及び深刻又は組織的な汚職行為につながる可能性のある汚職事案の迅速な調査、②汚職事案の調査後、刑事訴追、民事訴訟又は懲戒処分のため、被調査者の関係機関への送致、③汚職行為の防止、④汚職が行政や豪州社会に与える悪影響についての教育及び情報提供 (第 3 条)。汚職事案とは、ある者の過去・現在・今後における汚職行為への関与の有無に関する事案である (第 9 条)。汚職行為とは、公務員の権限の誠実・公平な行使又は公務員の職務若しくは任務の誠実・公平な遂行に、直接・間接に悪影響を及ぼし得るあらゆる行為であり、行為の主体が公務員であるか否かを問わない (第 8 条)。ALCEI は、汚職調査対象が、豪州競争・消費者委員会等の限られた連邦政府機関の職員に限定されていたが、NACC は、公務員の職務等の遂行に悪影響を及ぼす者であれば、連邦議会議員、政治家のスタッフ、連邦政府機関の請負業者等へ幅広く権限を行使することが可能となった⁹。

(ii) NACC コミッショナー

NACC にコミッショナー (主務大臣の助言に基づき総督が任命する。) が置かれる (第 16 条、第 241 条)。コミッショナーの主な所掌事務は次のとおりである。①汚職行為の探知、②汚職事案又は汚職事案となる可能性についての予備的調査、③深刻・組織的汚職行為につながる可能性のある汚職事案の調査、④汚職行為発生リスクとそのリスクへの対処について公開審問の実施、⑤汚職行為に関する一般的情報の収集・整理・分析・周知、⑥汚職行為防止に関連する情報の提供及び教育の実施、⑦国家汚職防止委員会法で扱われる事項に関し、法律上又は行政上の改革の必要性・実現可能性について主務大臣への報告及び勧告 (第 17 条)。

(iii) NACC の監督

NACC の監督は、連邦議会に設置される NACC に関する両院合同委員会 (上院議員、下院議員各 6 名、合計 12 名で構成される。) が行う (第 172 条)。同合同委員会は、①コミッショナーの職務遂行の監視及び評価、②コミッショナーの職務遂行に関し、合同委員会が連邦議会に注意喚起すべきと思料するあらゆる事項について、適切と考える意見を付して、同議会へ報告、③NACC の職務遂行のため現在の予算措置は十分かを評価し、及び NACC の予算増額の必要性の評価を行い、連邦議会へ報告等を行う (第 177 条)。

(iv) NACC への通報者の保護

第 4 章は、NACC コミッショナーへの、汚職事案に関する証拠や情報の提供を行う者 (以下「通報者」) の保護について規定する。これは、情報等の提供を促進することにより、NACC の活動の実効性を高めることを意図している¹⁰。通報者は、情報等提供による民事、刑事及び行政上の責任を負わず、名誉棄損にも問われない (第 24 条)。通報者への報復 (被用者の解雇や地位の不利益変更を含む。) も禁止され、報復を行った者や報復すると脅迫した者は、2 年以下の禁錮刑に処せられる (第 29 条、第 30 条)。

⁹ “NACC publications: Broad jurisdiction,” Attorney-General’s Department website <<https://www.ag.gov.au/integrity/publications/nacc-publications>>

¹⁰ “Bills Digest No.35, 2022-23,” 2022.11.9, pp.24-25. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/8871852/upload_binary/8871852.pdf;fileType=application/pdf>